第六条の二十六	第十八条の九第一項	第十八条の三十二第一項
	都道府県は	認定地方公共団体は
	第六条の十一から第六条の十四第一項まで	第六条の五十四の規定により読み替えて準用する第六条の十一から第六条の十四第一項まで
	試験事務	地域試験事務
	指定試験機関	指定地域試験機関
	都道府県知事	認定地方公共団体の長
	保育士試験の	地域限定保育士試験の
第六条の二十七	都道府県知事	認定地方公共団体の長
	指定試験機関	指定地域試験機関
第六条の二十八	指定試験機関	指定地域試験機関
	令	令第二十条の六において準用する令
	都道府県知事	認定地方公共団体の長
	試験事務	地域試験事務
第六条の二十九	指定試験機関	指定地域試験機関
	第十一条	第二十条の六において読み替えて準用する令第十一条
	試験事務	地域試験事務
	第十二条	第二十条の五
	第十四条	第二十条の六において準用する令第十四条
	都道府県知事	認定地方公共団体の長
第六条の三十	第十八条の十八第一項	第十八条の三十三第一項
	保育士登録番号	地域限定保育士登録番号
	保育士登録年月日	地域限定保育士登録年月日
	法第十八条の六各号のいずれに該当するかの別及び当該要件に該当するに至つた	地域限定保育士試験に合格した